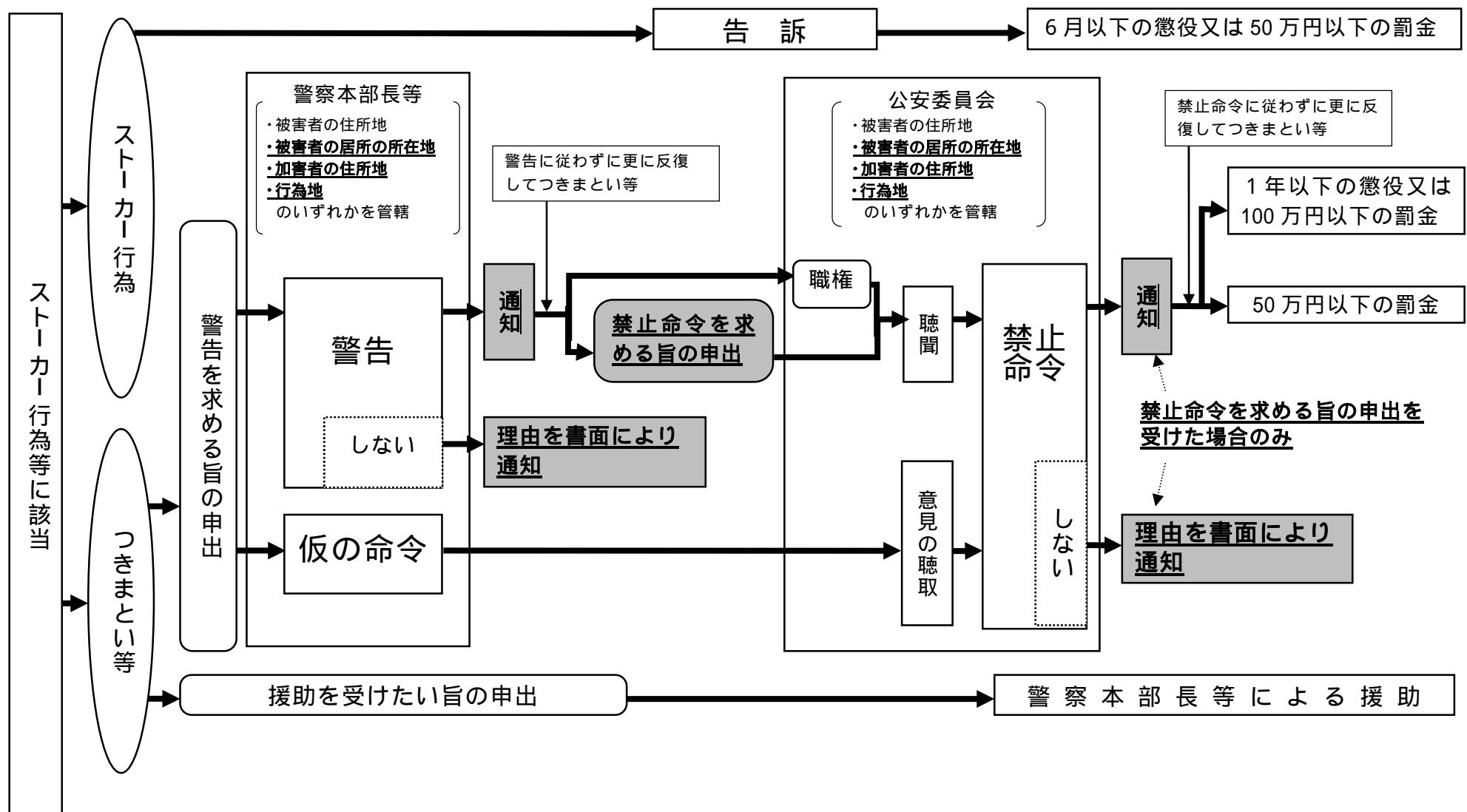


ストーカー規制法の概要

下線・傍線及び灰色の枠の部分は改正によるもの



「つきまとい等」とは・・・

恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の～の行為を行うことをいいます

つきまとい・待ち伏せ・押しかけ

- 例 あなたを尾行してつきまとう
通勤・通学途中などあなたの行く先々で待ち伏せをしている
あなたの自宅や職場、学校などへ押しかけたり、付近で見張っている

監視していると告げる行為

- 例 帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話をしてくる
あなたのその日の行動や服装などを電子メールや電話で告げる
「お前をいつも監視しているぞ」などと監視していることを告げる

面会・交際などの要求

- 例 拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる
贈り物を届け、受け取るように求める

乱暴な言動

- 例 あなたに、大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせる
あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションをうるさく鳴らす

無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール

- 例 電話をかけてきて、何も告げない
拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる
拒否しているにもかかわらず、何度も電子メールを送信してくる

汚物などの送付

- 例 汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送りつける
あなたの自動車に糞尿等を付着させる

名誉を傷つける

- 例 あなたの名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書などを届けたりする
あなたの名誉を傷つけるような文章をインターネットに掲載して伝えようとする

性的羞恥心の侵害

- 例 わいせつな写真などを送りつけたり、インターネットに掲載して伝えようとする
電話や手紙で卑猥な言葉を告げ辱めようとする

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

第1 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加すること。

第2 禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大

- (1) 禁止命令等をすることができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、つきまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大すること。
- (2) 警告又は仮の命令をすることができる警察本部長等についても、(1)と同様とすること。

第3つきまとい等を受けた者の関与の強化

1 禁止命令等に係る申出・通知

- (1) 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、公安委員会は禁止命令等をすることができること。
- (2) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。
- (3) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

2 警告に係る通知

- (1) 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。
- (2) 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

第4 ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援

国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。

第5 体制整備・民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等

国及び地方公共団体は、第4の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

第6 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。ただし、第1は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

2 経過措置

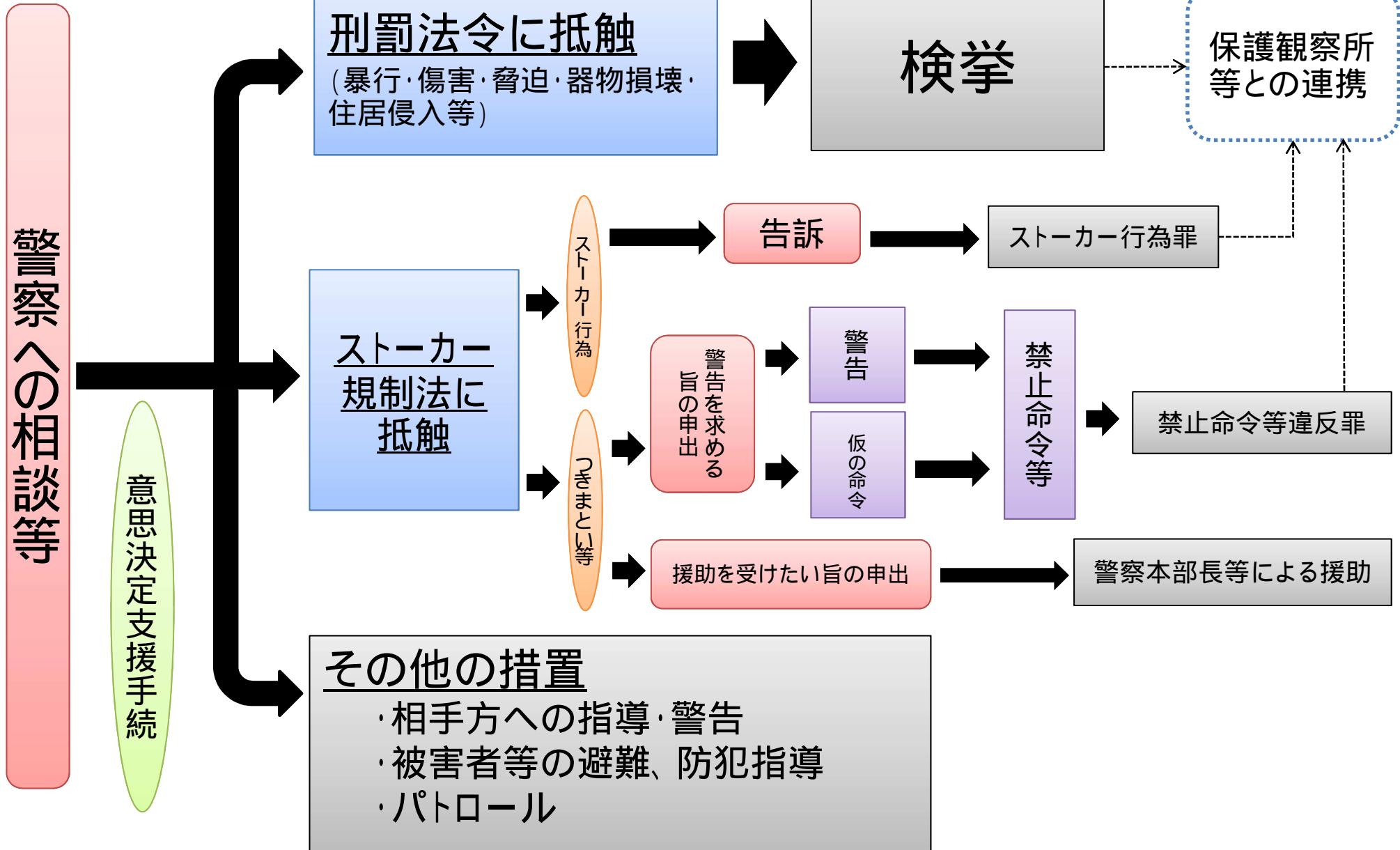
第3の2は、この法律の施行後に警告を求める旨の申出を受けた場合における警告について適用すること。

3 検討

- (1) ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとすること。
- (2) 政府は、(1)の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、(1)の検討に当たって適切な役割を果たすものとすること。

警察におけるストーカー事案への対応

資料3

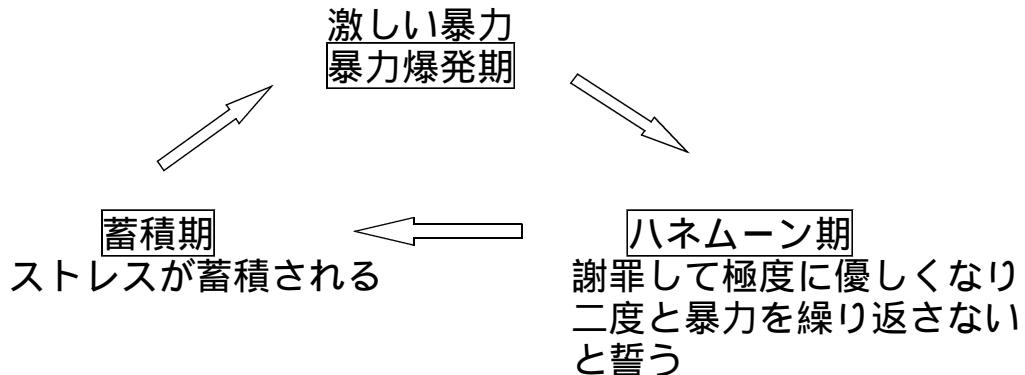


警察に来られたあなたへ

1 知っていただきたいこと

あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること

いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
また暴力が再開される可能性は充分あります。



まだ相手に情が残っている・・。外ではまじめな人なのに・・。
自分さえ我慢すれば・・等と考えていませんか？

あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

2 あなた自身の決意と協力が必要です。

被害届・告訴（刑事手続）

ストーカー規制法に基づく警告の申出（警察）

（禁止命令（公安委員会））

DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）

警察官による注意、口頭警告等()

様子を見る（静観）()

()警察からのアドバイス

- ・ 親族等に相談 ~あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
- ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ~証拠収集・保管等に関する相談を
- ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。

3 「ストーカー・DV等への対応について」に記入してください。

「ストーカー・DV等への対応について」に記入をお願いします。

ストーカー・DV等への対応について

年　月　日　署名

1 警察にとつてもらいたい対応等

(該当する項目に を付け、その理由を書いてください。)

ア 刑事手続をとつてほしい

通常の手続は、被害の届出や証拠収集(被害者供述、自宅等での物証の収集等)に御協力いただきます。(なお、被害届等がなくても、110番通報等により臨場した警察官が、相手方を現行犯逮捕等することがあります。)

イ 行政手続(ストーカー規制法に基づく文書警告)をとつてほしい

ウ 注意、口頭警告等してもらいたい

エ 現時点では、決心できない。_____ (週・月) 後を目処に確認してほしい

オ その他 ()

[理由 :]

2 親族、弁護士(会)、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談

(該当する項目に を付けてください)

ア 既に相談した

イ 具体的な相談予定あり

ウ 「援助申出書」記載のとおり(本日、警察に紹介された窓口等に相談予定)

エ 具体的な相談予定なし・未定

3 転居・避難の有無

(該当する項目に を付けてください。)

ア 転居する

イ 一時避難する

ウ 避難しない

[避難しない理由 :]

4 自由記載(この件についての考え方や今後のこと書きたいことがあれば自由に 書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。)

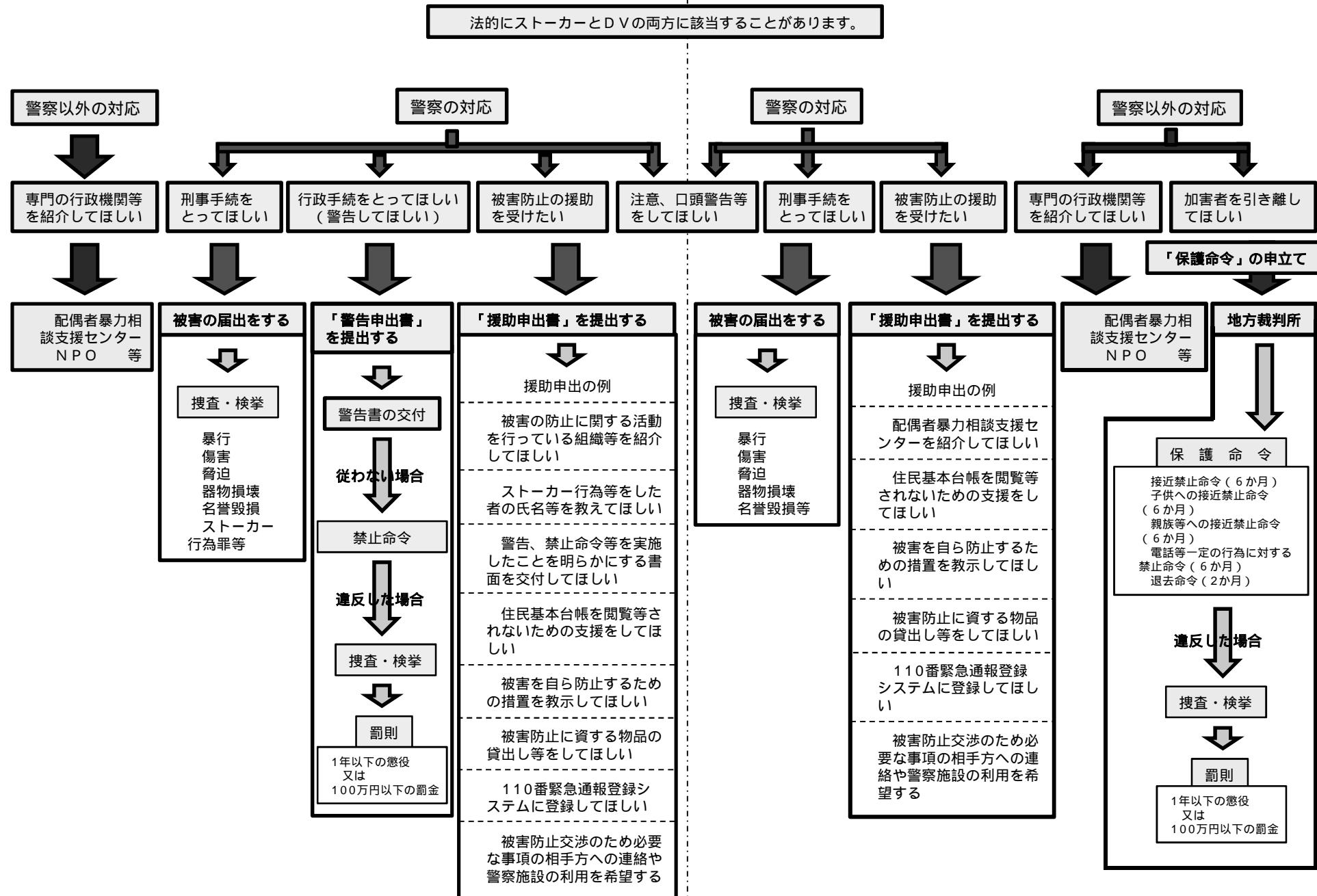
(注) **担当職員は、2ア又はイに該当する場合の相談先、3ア又はイに該当する場合の転居・避難先等について聴取したときは、別途、相談記録簿等に記録すること。**

この書面は、法令に基づく場合(配偶者暴力防止法第14条第2項)等のほか、第三者に提供することはありません。

ストーカー対策の流れ

D V (配偶者からの暴力) 対策の流れ

資料4-3



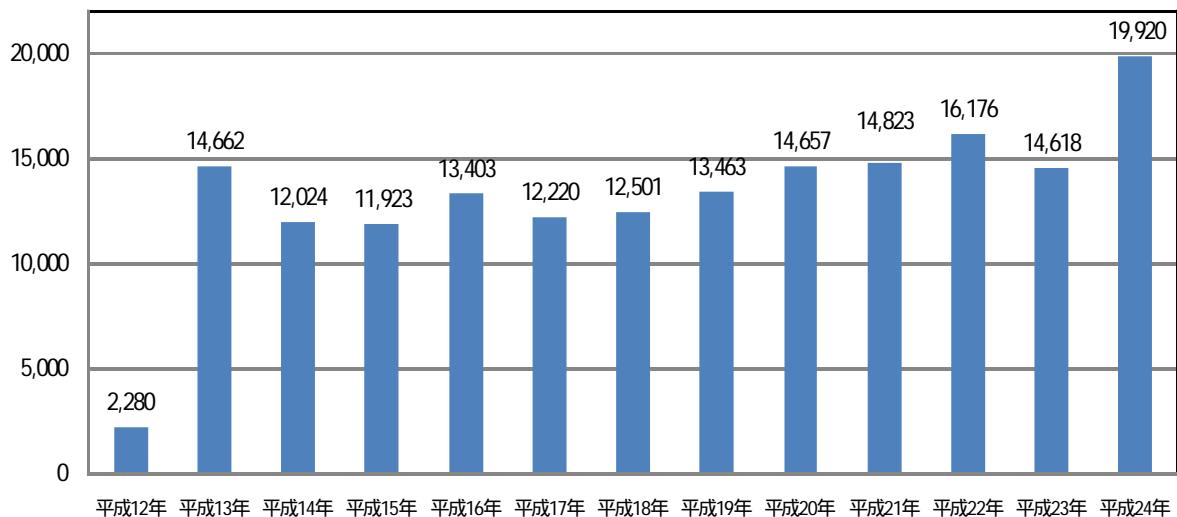
平成25年11月1日
警察庁

平成24年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について

第1 ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

19,920件で前年比5,302件（36.3%）増加し、法施行後最多。



注1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注2) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の認知件数

2 ストーカー規制法の適用

「警告」「警察本部長等の援助」及び「ストーカー規制法違反検挙」が、いずれも対前年比6割以上増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
警告	1,335	1,376	1,344	1,288	2,284	996	77.3%
禁止命令等	26	33	41	55	69	14	25.5%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	-
警察本部長等の援助	2,260	2,303	2,470	2,771	4,485	1,714	61.9%
ストーカー規制法違反検挙	244	263	229	205	351	146	71.2%
ストーカー行為罪	243	261	220	197	340	143	72.6%
禁止命令等違反	1	2	9	8	11	3	37.5%

警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出や110番緊急通報登録システムへの電話番号登録といった「その他被害防止のための適切な対応」が対前年比約8割増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
被害防止措置の教示	1,092	1,189	1,063	1,103	1,574	471	42.7%
被害防止交渉に必要な事項の連絡	143	139	136	139	233	94	67.6%
行為者の氏名及び連絡先の教示	131	96	98	96	156	60	62.5%
被害防止交渉に関する助言	194	194	215	184	324	140	76.1%
被害防止活動を行う民間組織の紹介	30	43	42	39	40	1	2.6%
被害防止交渉場所として警察施設の利用	135	137	160	128	154	26	20.3%
被害防止に資する物品の教示又は貸出	461	416	417	455	535	80	17.6%
警告等を実施した旨の書面の交付	28	41	25	26	46	20	76.9%
その他被害防止のために適切な措置	1,016	1,173	1,548	1,773	3,186	1,413	79.7%

3 ストーカー規制法以外の対応（複数計上）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
被害者へ防犯指導	10,435	11,074	12,951	12,429	16,453	4,024	32.4%
行為者への指導警告	4,149	4,331	5,887	5,409	7,410	2,001	37.0%
パトロール	1,568	2,122	2,605	2,416	3,307	891	36.9%
その他対応	1,009	1,245	1,402	1,391	1,818	427	30.7%
他法令による検挙	716	759	877	786	1,504	718	91.3%
他機関等への引継ぎ	42	39	44	39	100	61	156.4%

注1)「その他対応」は、再被害防止対象者として指定、G P S機能付き携帯電話機の貸出し等を計上している。

注2)「他機関等」は、市町村、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

他法令による検挙

脅迫、住居侵入、傷害、暴行による検挙が多く、他法令による検挙は対前年比約9割増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
検挙総数	716	759	877	786	1,504	718	91.3%
殺人（未遂を含む。）	11	11	7	7	3	-4	-57.1%
強姦	2	6	8	6	9	3	50.0%
暴行	50	70	73	62	141	79	127.4%
傷害	106	93	160	120	243	123	102.5%
脅迫	88	87	106	90	277	187	207.8%
強要	22	17	14	17	23	6	35.3%
恐喝	14	14	17	6	26	20	333.3%
窃盗	35	44	35	34	46	12	35.3%
強制わいせつ	8	8	12	10	17	7	70.0%
住居侵入	111	124	147	125	270	145	116.0%
逮捕監禁	14	20	22	18	18	0	0.0%
名誉毀損	18	20	17	20	30	10	50.0%
業務妨害	2	2	5	1	1	0	0.0%
器物損壊	78	94	93	91	160	69	75.8%
暴力行為処罰法	15	14	11	13	27	14	107.7%
軽犯罪法	25	23	27	29	37	8	27.6%
銃刀法	35	30	33	39	49	10	25.6%
迷惑防止条例	29	35	31	41	48	7	17.1%
その他	53	47	59	57	79	22	38.6%

注1)未遂のある罪については未遂を含む。

注2)「その他」には、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反等が含まれる。

4 ストーカー事案の分析結果

(1) 被害者の性別

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
男性	1,645	10.2%	1,506	10.3%	2,518	12.6%
女性	14,531	89.8%	13,112	89.7%	17,402	87.4%

(2) 被害者の年齢

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
10歳代	1,264	8.0%	1,160	8.1%	1,781	9.2%
20歳代	5,754	36.3%	4,966	34.7%	6,756	34.7%
30歳代	4,748	29.9%	4,151	29.0%	5,373	27.6%
40歳代	2,622	16.5%	2,547	17.8%	3,488	17.9%
50歳代	946	6.0%	877	6.1%	1,306	6.7%
60歳代	381	2.4%	394	2.8%	554	2.8%
70歳以上	95	0.6%	96	0.7%	137	0.7%
年齢不詳	47	0.3%	112	0.8%	64	0.3%
密接関係者	319	-	315	-	461	-

注)「密接関係者」とは特定の者と社会生活において密接な関係を有する者(友人、勤務先上司等)をいう。

(3) 行為者の性別

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
男性	13,860	85.7%	12,504	85.5%	17,103	85.9%
女性	1,506	9.3%	1,484	10.2%	2,059	10.3%
不明	810	5.0%	630	4.3%	758	3.8%

(4) 行為者の年齢

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
10歳代	441	2.7%	449	3.1%	612	3.1%
20歳代	3,135	19.4%	2,768	18.9%	3,993	20.0%
30歳代	4,192	25.9%	3,805	26.0%	4,965	24.9%
40歳代	3,137	19.4%	2,894	19.8%	4,079	20.5%
50歳代	1,577	9.7%	1,468	10.0%	1,998	10.0%
60歳代	1,087	6.7%	983	6.7%	1,329	6.7%
70歳以上	348	2.2%	313	2.1%	505	2.5%
年齢不詳	2,259	14.0%	1,938	13.3%	2,439	12.2%

(5) 被害者と行為者の関係

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合	
特定の者	15,857	98.0%	14,303	97.8%	19,459	97.7%	
	配偶者（内縁・元含む）	1,413	8.7%	1,279	8.7%	1,843	9.3%
	交際相手（元交際相手含む）	8,500	52.5%	7,741	53.0%	10,458	52.5%
	知人友人	1,796	11.1%	1,588	10.9%	2,157	10.8%
	勤務先同僚・職場関係者	1,420	8.8%	1,299	8.9%	1,800	9.0%
	面識なし	874	5.4%	805	5.5%	1,149	5.8%
	その他	739	4.6%	721	4.9%	1,103	5.5%
	関係（行為者）不明	1,115	6.9%	870	6.0%	949	4.8%
密接関係者	319	2.0%	315	2.2%	461	2.3%	
合計	16,176		14,618		19,920		

注)「その他」は、近隣居住者、客と従業員、医者と患者、タレントとそのファン等を計上している。

(6) 動機

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合	
ストーカー規制法に抵触する動機	14,434	89.2%	13,450	92.0%	18,303	91.9%	
	好意の感情	10,450	64.6%	9,770	66.8%	13,397	67.3%
	好意が満たされず怨恨の感情	3,984	24.6%	3,680	25.2%	4,906	24.6%
ストーカー規制法に抵触しない動機	370	2.3%	299	2.0%	481	2.4%	
	精神障害（被害妄想含む。）	79	0.5%	51	0.3%	73	0.4%
	職場・商取引トラブル	13	0.1%	8	0.1%	13	0.1%
	その他怨恨の感情	105	0.6%	115	0.8%	163	0.8%
	その他	173	1.1%	125	0.9%	232	1.2%
不明	1,372	8.5%	869	5.9%	1,136	5.7%	

注)「その他」は、離婚に伴うトラブル、親権問題等を計上している。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
1号 つきまとい・待ち伏せ等	8,477	52.4%	7,746	53.0%	10,650	53.5%
2号 監視していると告げる行為	1,193	7.4%	1,106	7.6%	1,436	7.2%
3号 面会・交際の要求	8,472	52.4%	7,570	51.8%	10,479	52.6%
4号 乱暴な言動	3,413	21.1%	2,975	20.4%	4,391	22.0%
5号 無言電話・連続電話	4,846	30.0%	4,207	28.8%	5,510	27.7%
6号 汚物等の送付	157	1.0%	130	0.9%	184	0.9%
7号 名誉を害する行為	788	4.9%	706	4.8%	969	4.9%
8号 性的羞恥心を害する行為	1,012	6.3%	898	6.1%	1,182	5.9%
その他（ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等）	243	1.5%	237	1.6%	315	1.6%

注)「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない連続メールの送信、一方的な贈り物等を計上している。

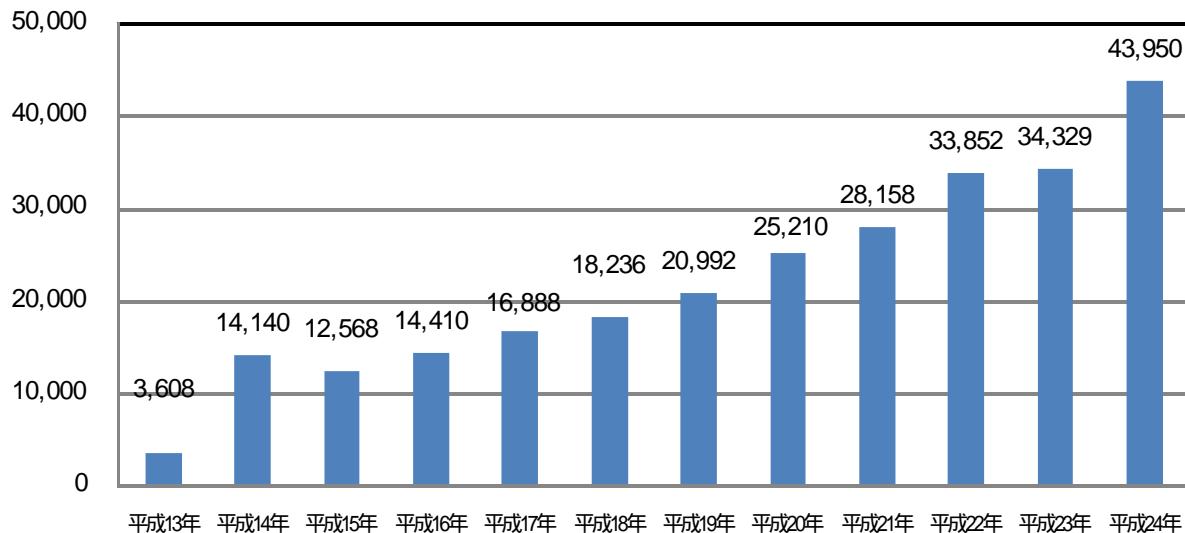
注1) 認知件数（平成22年中16,176件、同23年中14,618件、同24年中19,920件）に対する割合を算出したもの。

注2) 割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

1 配偶者からの暴力事案の認知状況

43,950件で前年比9,621件（28.0%）増加し、法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日（10月13日）以降の認知件数

注3) 平成16年12月2日から、婚姻関係等が解消したものも配偶者として計上している。

注4) 平成20年1月11日から、「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

2 対応状況

(1) 警察の対応

ア 配偶者暴力防止法に基づく対応

「保護命令違反検挙」が対前年比約7割増。

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
第8条の2	警察本部長等の援助	7,225	8,730	9,748	10,290	13,059	2,769	26.9%
第29条	保護命令違反検挙	76	92	86	72	121	49	68.1%

警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
被害を自ら防止するための措置の教示		1,337	1,646	2,361	2,578	3,291	713	27.7%
住所等を知られないようにするための措置	住民基本台帳業務における支援	3,339	3,951	4,258	4,232	4,647	415	9.8%
ための措置	行方不明者届への対応	1,362	1,742	2,290	2,376	2,812	436	18.4%
被害防止交渉に関する事項についての助言	上記両方	395	401	571	684	963	279	40.8%
加害者への被害防止交渉のための必要な連絡		218	240	499	320	496	176	55.0%
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用		81	55	128	88	161	73	83.0%
その他		98	92	163	190	233	43	22.6%
		395	603	1,466	1,755	3,381	1,626	92.6%

イ 配偶者暴力防止法以外の対応（複数計上）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
防犯指導・防犯機器貸出し	17,967	20,255	25,726	28,267	37,088	8,821	31.2%
保護命令制度の説明	16,224	17,662	22,269	22,984	28,283	5,299	23.1%
加害者への指導警告	5,341	5,753	8,481	9,331	14,963	5,632	60.4%
その他の措置	5,053	5,248	6,377	6,214	7,877	1,663	26.8%
関係機関への連絡	4,434	4,439	4,880	5,714	5,949	235	4.1%
パトロール	2,481	2,253	2,750	2,638	3,968	1,330	50.4%
他法令による検挙	1,650	1,658	2,346	2,424	4,103	1,679	69.3%

注1)「その他対応」は、弁護士会・法テラスの教示、警察による被害者の保護、避難先への搬送等を計上している。

注2)「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間シェルター等を計上している。

他法令による検挙

傷害、暴行による検挙が多く、他法令による検挙は対前年比約7割増。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
総数	1,650	1,658	2,346	2,424	4,103	1,679	69.3%
殺人（未遂を含む。）	77	44	49	46	55	9	19.6%
傷害致死	7	1	2	0	3	3	
傷害	871	853	1,170	1,142	1,942	800	70.1%
暴行	504	552	848	975	1,609	634	65.0%
脅迫	22	21	35	27	121	94	348.1%
住居侵入	24	22	38	32	49	17	53.1%
逮捕監禁	12	9	7	13	9	-4	-30.8%
強姦	6	1	0	0	1	1	
強制わいせつ	0	0	2	1	2	1	100.0%
名誉毀損	1	1	2	1	3	2	200.0%
器物損壊	35	43	54	56	89	33	58.9%
暴処法違反	23	32	45	40	81	41	102.5%
銃刀法違反	16	27	33	27	32	5	18.5%
ストーカー規制法違反	1	0	0	0	1	1	
その他	51	52	61	64	106	42	65.6%

注1)発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者からの暴力事案であることが判明したものを含む。

注2)未遂のある罪は、未遂を含む。

注3)「その他」には、公務執行妨害、放火、未成年者略取、強要、覚せい罪取締法違反、道路交通法違反等が含まれる。

(2) 警察に対する通知等

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
第6条第2項	医療機関からの通報	81	44	60	45	67	22	48.9%
第14条第2項	裁判所からの書面提出要求	2,618	2,722	2,774	2,460	2,985	525	21.3%
第15条第3項	裁判所からの保護命令通知	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	428	20.0%

保護命令に係る対応状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比	増減率
裁判所からの保護命令通知	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	428	20.0%
併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知	935	921	872	778	898	120	15.4%
接近禁止命令のみ	506	320	236	147	179	32	21.8%
うち子への接近禁止命令	232	149	101	65	69	4	6.2%
うち親族等への接近禁止命令	31	25	21	16	22	6	37.5%
うち子・親族等への接近禁止命令	34	29	26	10	16	6	60.0%
退去命令のみ	5	6	9	4	5	1	25.0%
接近禁止命令・退去命令	128	63	43	47	55	8	17.0%
うち子への接近禁止命令	55	32	20	20	17	-3	-15.0%
うち親族等への接近禁止命令	4	9	3	4	5	1	25.0%
うち子・親族等への接近禁止命令	9	5	3	7	11	4	57.1%
接近禁止命令・電話等禁止命令	1,412	1,544	1,526	1,427	1,740	313	21.9%
うち子への接近禁止命令	574	624	585	582	669	87	14.9%
うち親族等への接近禁止命令	157	166	163	164	194	30	18.3%
うち子・親族等への接近禁止命令	296	336	359	318	399	81	25.5%
接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	483	496	614	519	593	74	14.3%
うち子への接近禁止命令	257	245	293	256	257	1	0.4%
うち親族等への接近禁止命令	34	39	44	54	56	2	3.7%
うち子・親族等への接近禁止命令	93	96	131	86	140	54	62.8%

注1) 「併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知」、「親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」は、平成20年1月11日から。

注2) 「子に対する接近禁止命令」、「親族等に対する接近禁止命令」及び「電話等禁止命令」は、被害者に対する「接近禁止命令」が発せられた場合にのみ発せられる。

注3) 「親族等への接近禁止命令」で、命令の対象とされる親族等としては、被害者の両親、兄弟、成人の子が多い。

3 配偶者からの暴力事案の分析結果

(1) 被害者の性別

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
男性	796	2.4%	1,146	3.3%	2,372	5.4%
女性	33,056	97.6%	33,183	96.7%	41,578	94.6%

(2) 被害者の年齢

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
10歳代	457	1.3%	453	1.3%	655	1.5%
20歳代	7,035	20.8%	7,069	20.6%	9,019	20.5%
30歳代	11,670	34.5%	11,539	33.6%	14,383	32.7%
40歳代	8,095	23.9%	8,364	24.4%	10,999	25.0%
50歳代	3,210	9.5%	3,184	9.3%	3,990	9.1%
60歳代	2,275	6.7%	2,392	7.0%	3,008	6.8%
70歳以上	1,090	3.2%	1,310	3.8%	1,871	4.3%
年齢不詳	20	0.1%	18	0.1%	25	0.1%

(3) 加害者の年齢

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
10歳代	190	0.6%	194	0.6%	297	0.7%
20歳代	5,081	15.0%	5,090	14.8%	6,772	15.4%
30歳代	10,863	32.1%	10,811	31.5%	13,592	30.9%
40歳代	8,829	26.1%	9,078	26.4%	11,740	26.7%
50歳代	4,236	12.5%	4,130	12.0%	5,080	11.6%
60歳代	3,068	9.1%	3,118	9.1%	3,862	8.8%
70歳以上	1,491	4.4%	1,848	5.4%	2,508	5.7%
年齢不詳	94	0.3%	60	0.2%	99	0.2%

(4) 被害者と加害者の関係

	平成22年	割合	平成23年	割合	平成24年	割合
婚姻関係	24,542	72.5%	25,112	73.2%	32,081	73.0%
婚姻関係解消後	3,941	11.6%	3,765	11.0%	4,357	9.9%
内縁関係	4,652	13.7%	4,830	14.1%	6,704	15.3%
内縁関係解消後	717	2.1%	622	1.8%	808	1.8%

注)「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

注1) 認知件数(平成22年中33,852件、同23年中34,329件、同24年中43,950件)に対する割合を算出したもの。

注2) 割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。